

平成17年田村市議会6月定例会会議録

(第6号)

○会議月日 平成17年6月27日(月曜日)

○出席議員(68名)

議長 三瓶利野

1番	七海博	議員	2番	木村高雄	議員
3番	箭内幸一	議員	4番	佐藤貴夫	議員
5番	渡邊勝	議員	6番	吉田一郎	議員
7番	佐藤喬	議員	8番	佐藤義博	議員
9番	佐藤忠	議員	10番	先崎温容	議員
11番	永山弘	議員	12番	吉田紳太郎	議員
13番	遠藤文雄	議員	14番	石井市郎	議員
15番	新田耕司	議員	16番	本田芳一	議員
17番	秋元正登	議員	18番	根本浩	議員
19番	橋本紀一	議員	21番	新田秋次	議員
22番	石井俊一	議員	23番	橋本善正	議員
24番	松本道男	議員	25番	吉田文夫	議員
26番	渡辺勇三	議員	27番	小林清八	議員
28番	村上好治	議員	29番	猪瀬明	議員
30番	宗像清二	議員	31番	渡辺ミヨ子	議員
32番	松本敏郎	議員	33番	小林寅賢	議員
34番	松本熊吉	議員	35番	宗像宗吉	議員
36番	本田仁一	議員	37番	浦山行男	議員
38番	白岩行	議員	39番	横井孝嗣	議員
40番	白岩吉治	議員	41番	石井喜壽	議員
42番	本田正一	議員	43番	吉田忠	議員
44番	白石治平	議員	45番	渡邊鐵藏	議員

46番	早川 栄二 議員	47番	吉田 正直 議員
48番	箭内 仁一 議員	49番	村越 崇行 議員
50番	長谷川 元行 議員	51番	橋本文雄 議員
53番	安藤 勝 議員	54番	半谷 理孝 議員
55番	吉田 豊 議員	56番	佐久間 金洋 議員
57番	照山 成信 議員	58番	佐藤 孝義 議員
59番	松本 哲雄 議員	60番	大和田 一夫 議員
61番	渡邊 文太郎 議員	62番	安藤 嘉一 議員
63番	佐藤 弥太郎 議員	64番	面川 俊和 議員
65番	松崎 功 議員	66番	宗像 公一 議員
67番	柳 沼 博 議員	68番	橋本 吉ム村 議員
69番	菅野 善一 議員		

○欠席議員（1名）

52番 石井 忠治 議員

○説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚 宥暲	総務部長	相良 昭一
企画調整部長	郡司 健一	生活福祉部長 兼福祉事務所長	秋元 正信
産業建設部長	塚原 正	滝根行政局長	青木 邦友
大越行政局長	吉田 良一	都路行政局長	新田 正
常葉行政局長	白石 幸男	船引行政局長	佐藤 輝男
総務部総務課長	佐藤 健吉	総務部財政課長	助川 弘道
総務部税務課長	吉田 拓夫	企画調整部 企画調整課長	橋本 隆憲
企画調整部 観光交流課長	白石 忠臣	生活福祉部 生活環境課長	渡辺 貞一
生活福祉部 保健課長	加藤 与市	生活福祉部 福祉課長	本多 正

産業建設部 産業課長	加藤久雄	産業建設部 参事兼建設課長	宗像正嗣
産業建設部 下水道課長	渡辺行雄	収入役職務代理者 (出納室長)	宗像トク子
教育委員長	白岩正信	教育長	大橋重信
教育次長	宗像泰司	教育委員会事務局 教育総務課長	吉田博
教育委員会事務局 学校教育課長	佐久間光春	教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀越則夫
選挙管理委員長	鈴木季一	選挙管理委員会 事務局長	佐藤健吉
代表監査委員	武田義夫	監査委員事務局長	白石喜一
農業委員会会長	宗像紀人	農業委員会 事務局長	塚原正
農業委員会 事務局総務課長	根本徳位	水道事業所長	助川俊光

○事務局出席職員職氏名

事務局長	白石喜一	主任主査	石井孝行
主任主査	斎藤忠一	主事	渡辺誠
主事	大越貴子		

○議事日程

- 日程第 1 付託議案の常任委員会審査結果報告
- 日程第 2 議案第 30 号 政治倫理の確立のための田村市長の資産等の公開に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 31 号 田村市総合計画審議会条例の制定について
- 日程第 4 議案第 32 号 田村市都市計画審議会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 33 号 田村市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 34 号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 35 号 田村市農村集会施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 36 号 平成 17 年度田村市一般会計予算について

- 日程第 9 議案第 37 号 平成 17 年度田村市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 38 号 平成 17 年度田村市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 39 号 平成 17 年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 40 号 平成 17 年度田村市都路町観光事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 41 号 平成 17 年度田村市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 42 号 平成 17 年度田村市宅地造成特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 43 号 平成 17 年度田村市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 44 号 平成 17 年度田村市授産場事業特別会計予算について
- 日程第 17 議案第 45 号 平成 17 年度田村市総合福祉センター特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 46 号 平成 17 年度田村市船引東部地区土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 47 号 平成 17 年度田村市診療所事業特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 48 号 平成 17 年度田村市歯科診療所事業特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 49 号 平成 17 年度田村市老人保健特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 50 号 平成 17 年度田村市介護保険特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 51 号 平成 17 年度田村市地方介護認定審査会特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 52 号 平成 17 年度田村市水道事業会計予算について
- 日程第 25 議案第 53 号 田村市過疎地域自立促進計画（後期）の策定について
- 日程第 26 議案第 54 号 堀田辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 27 議案第 55 号 教育事務の委託について
- 日程第 28 議案第 56 号 字の区域の変更について
- 日程第 29 認定第 1 号 平成 16 年度船引町水道事業会計決算認定について
- 日程第 30 認定第 2 号 平成 16 年度大越町水道事業会計決算認定について

- 日程第 3 1 認定第 3 号 平成 1 6 年度大越町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 2 陳情の常任委員会審査結果報告
- 日程第 3 3 陳情第 6 号 田村市立芦沢小学校「小学校プール」の新設について
- 日程第 3 4 陳情第 7 号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について
- 日程第 3 5 陳情第 8 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について
- 日程第 3 6 陳情第 9 号 義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める陳情書
- 日程第 3 7 陳情第 1 0 号 3 0 人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を
求める陳情
- 日程第 3 8 陳情第 1 1 号 複式学級の学級編成基準の引き下げを求める陳情書
- 日程第 3 9 陳情第 1 2 号 全頭検査による万全な B S E 対策の継続を求める陳情
- 日程第 4 0 発議第 1 1 号 市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会設置に関
する決議について
- 日程第 4 1 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 4 2 議員派遣の件
- 追加日程
- 日程第 1 議案第 5 7 号 田村市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 発議第 1 2 号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出につ
いて
- 日程第 3 発議第 1 3 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について
- 日程第 4 発議第 1 4 号 全頭検査による万全な B S E 対策の継続を求める意見書
の提出について
- 日程第 5 同意第 1 4 号 助役の選任について
- 日程第 6 同意第 1 5 号 収入役の選任について
- 日程第 7 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議長（三瓶利野） 皆さん、おはようございます。

議場が大変暑いので、上着を脱いで会議することを許可いたします。

会議規則第2条の規定による欠席の届け出者は52番石井忠治君であります。

ただいまの出席議員は68名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

5番渡邊 勝君。

○5番（渡邊 勝） 5番渡邊でございます。

17日の議案質疑の中で、青少年スポーツ大会の・・・・・・の発言をしましたが、「・・・・・・」の文字の削除を求めます。

○議長（三瓶利野） ただいま、5番渡邊 勝君より、6月17日の議案に対する質疑において、「・・・・・・」という発言をいたしました。その部分を取り消したい旨の申し出がありました。

発言の取り消しについては、会議規則第64条の規定により、議会の許可が必要となります。

お諮りいたします。

渡邊 勝君の申し出のとおり、「・・・・・・」の部分について取り消すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。渡邊 勝君の発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

会議録上の取り扱いについては、「・・・・・・」の部分削除いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程（第6号）のとおりであります。

日程第1 付託議案の常任委員会審査結果報告

○議長（三瓶利野） 日程第1、付託議案の常任委員会審査結果報告を行います。

各常任委員会に付託しておりました議案第30号から議案第56号まで並びに認定第1号から認定第3号までの30議案について、各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

初めに、総務企画常任委員長佐藤義博君。佐藤総務企画常任委員長。

（総務企画常任委員長 佐藤義博登壇）

○総務企画常任委員長（佐藤義博） 総務企画常任委員会の審査の結果を御報告いたします。

定例会9日目の本会議において総務企画常任委員会に付託されました平成17年度の田村

市一般会計並びに特別各会計に係る予算について、6月20日から22日まで各所管課ごとに審査を行いましたので、審査経過と結果について御報告いたします。

6月20日、午前10時、委員17名出席のもと、総務企画常任委員会を開催いたし、初めに、議案第30号 政治倫理の確立のための田村市長の資産等の公開に関する条例の制定についてを審査いたしました。本案は、政治倫理の確立のための国会議員の資産などの公開等に関する法律第7条に基づき、田村市長の資産等の公開に関して必要な事項を定めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算についてのうち、総務課所管の歳出予算についての審査を行いました。総務費は21億 6,818万 5,000円で、主なものは職員人件費、電算システム運営に要する経費、農業委員選挙に要する経費、合併記念式典に要する経費であり、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、財政課所管の歳入歳出予算に係る審査を行いました。平成17年度田村市一般会計予算については、市長の就任に伴う本予算につき、新市の新たなまちづくりのための予算であることから、合併協定書、新市建設計画及び合併協議会の協議内容を指針とするとともに、5町村が進めてきたまちづくりを継承することを基本に、5町村がそれぞれ積算を行い編成を行ったもので、各町村それぞれ歳入に見合った歳出を予算化したもので、いろいろとばらつきは見られますが、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、出納室所管の歳出予算の審査を行いました。主なものは、出納事務費、パソコン使用料、委託料などで、適正に計上されており、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議会事務局所管、監査委員事務局所管に係る審査を行いました。議会費、監査委員費については、議員、監査委員の報酬、職員の人件費のほか、議会運営費、議会広報の発行に係る予算であり、原案どおり可決すべきものと決しました。

6月21日、午前10時より、委員14名出席のもと、総務企画常任委員会を開催いたし、初めに、税務課所管に係る審査を行いました。市税については、合併5町村の各税目の年間収入見込み額を31億 4,688万 7,000円と算定いたし、固定資産税については、新造家屋は前年同数程度見込まれ、土地の価格は下落傾向であるが、負担調整措置により税の下落率は少なくなっている。たばこ税については、消費本数が増加しているため、3.1%の増が見込まれる。歳出については、職員人件費、賦課徴収費、納税奨励、各税の電算委託、リース料など、適正に計上されており、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員より、市税未納対策の件について、公平な課税、公平な徴収という点から

も、全庁的な夜間徴収、休日徴収への取り組みに対しての意見が出されました。

次に、企画調整課所管の議案審査を行いました。一般会計予算については、広報発行事業、市勢要覧作成事業、未婚者対策、夢大使事業、国際交流事業、生活バス等維持対策、都市との交流事業、ふるさと村おこし推進など、市民総参加の市政推進により、市発展の礎をなす予算であり、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 田村市宅地造成特別会計についての審査を行い、滝根町星の村ニュータウンの残りの2区画の販売代金収入と、歳出は宅地造成に係る償還金であり、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 田村市過疎地域自立促進計画（後期）の策定についての審査を行いました。本案は、旧大越町及び旧都路村が定めた前期計画の期間終了に伴い、過疎地域自立促進特別措置法第6条及び第33条の規定により、田村市として大越及び都路地域における平成17年度から5年間の後期計画を新たに作成するものであり、全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 堀田辺地に係る総合整備計画の策定について審査を行いました。本案は、旧常葉町の堀田辺地に係る既存計画の期間終了に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置などに関する法律第3条の規定に基づき、田村市として新たに策定するものであり、全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

6月22日、午前10時より、総務企画常任委員会を開催いたし、委員17名出席のもと、観光交流課所管の議案審査を行いました。

一般会計予算については、各町の観光協会補助金、イベントの補助金、施設整備費、繰出金など施設維持管理費などであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について審査を行いました。観光事業収入については、あぶくま洞30万4,000人、入水鍾乳洞3万2,000人と見込み、昨年度に引き続き今年度もモンドセレクション大金賞を受賞したあぶくまの天然水の一層の販売促進に努めるなど、過去の収入実績から新たな収入増を見込み、あぶくまの天然水に関しては、平成16年度実績から25.9%の増、本数にして7万本の増を見込んだ予算となっている。歳出では、主なものに観光振興公社への運営委託料、本市で開催される第18回日本鍾乳洞サミット、あぶくま洞祭り、あぶくま洞周辺の緑化工事、浮石除去の安全対策、あぶくまゾーン開発整備事業などがあります。なお同日、款の1観光事業費項の1観光費、目の4あぶくま洞管理費の部分について所管事務調査を行い、環境整備対策事業としてののり面緑化、夢のかけ橋舗装改装、駐車場フェンス改修などの維持管理の状況を調査してまいりました上で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 平成17年度都路町観光事業特別会計予算について審査を行い、歳入は、財産売払収入、繰入金、繰越金を計上したものであり、歳出は、人件費、公園事業運営費、観光施設など、使用料、原材料費など、適正に計上されております。なお同日、款の1観光事業費、項の2牧場運営費、目の牧場事業運営費の部分について所管事務調査を行い、乾草の在庫状況、肥育牛の現況を調査してまいりました上で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました全議案については、審査の結果、委員全員異議なく、すべて原案どおり可決すべきものとするに決しました。

以上で審査報告を終わります。御審議の上、議決くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（三瓶利野） 次に、生活福祉常任委員長橋本善正君。橋本生活福祉常任委員長。

（生活福祉常任委員長 橋本善正登壇）

○生活福祉常任委員長（橋本善正） 生活福祉常任委員会の報告を申し上げます。

平成17年田村市議会6月定例会において、平成17年6月17日付、議案付託表により当委員会に付託のありました議案10件につきまして、6月20日、21日の2日間において審議をいたしました。その審査結果は委員会審査報告書のとおりで、いずれも原案のとおり可決することに決定をいたしました。

また、6月23日、所管事務調査により、不法投棄等の現地調査を実施いたしましたので、あわせてその経過について御報告を申し上げます。

なお、審査中の意見経過についての概要を申し上げます。

まず、議案第34号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、現行条文、数値を金額に改正するものであり、別表第1による税率及び税額が、行政局によって引き上げられたところと引き下げられたところとばらつきがあり、不公平、格差が生じている現状であり、解消を図る努力をすべきとの要望があった。住民負担の軽減、サービスの向上を目指し合併が進められた経過があり、本議案は、基金を利用すれば据え置きされるとの意見もあったが、国保財源確保と国保財政健全化のための条例改正の措置であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきが多数であり、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算について申し上げます。

まず、生活環境課所管関係については、外国人登録事務費 118万 9,000円は、電算化委託などの内容記載事項証明等に発行できる体制を整えるための予算である。なお、6月1

日現在、田村市に在住する外国人国別登録者を把握確認することができた。12カ国で、男性 136人、女性 317名、計 453名が在住しており、登録業務は本庁にして管理がなされている。

次に、最終処分場についてですが、各行政局の焼却施設は、管理が不十分であると推測されるので、所在地などの資料の提出を求めました。

防犯対策費の主なものは、防犯灯 2,242基の電気料、約 1,000万円余りで、都路 128基、常葉 290基、滝根 495基、大越 360基、船引 960基であります。17年度は、都路 2基、常葉 2基、滝根 5基、大越 2基、船引18基の設置が予定されております。

次に、斎場費と寝棺車に関することについては、火葬補助金は小野町を利用する場合の見解を明確にすべきであり、適正な取り扱いを検討すべきである。将来においては、斎場使用のあるべき方向は、財源確保に努めて、無料化を前提に制度を改正をすべきとの意見と要望がなされました。なお、県内の市の自治体の実態についてあわせて調査することといたしました。寝棺車は1台であるので、不公平な面もあるとの指摘がなされました。

次に、非常備消防費についてですが、婦人消防団関係は、二通りの団員の方法がなされているが、具体的な実態の資料の提出の要請がなされました。また、船引行政局において、トイレの設備についての意見もあった。はっぴは統一した田村市はっぴを新調する購入予算である。また、指揮車は団本部 1台、水槽付ポンプ車は大越、船引地区隊に各 1台、配置基準に基づいて予算措置がなされた。また、消防計画の策定に当たっては、委託するのではなく、みずから総合的な消防計画を策定すべきとの意見がありました。なお、消防団員の報酬等についての資料の提出を求め、水防費についても、台風シーズン前に速やかな整備をされることが要望されました。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

まず、敬老会事業費 6,708万 4,000円については、船引行政局 8カ所、各行政局 1カ所、計12カ所で開催されるが、祝い金の支給については、支給されない行政局もあって不公平であると。新生田村市としては、合併協の経過措置を重視するも、同一に改めるべきだという意見もなされました。出産祝い金についても、合併前の町の例から見れば、大きく後退するという意見もありました。

また、家族介護者支援事業 4,467万 9,000円のうち、家族介護用品支給 418人に対して 1,755万 6,000円、合併協では船引の例によるとなっております、紙おむつと尿取りパット、ドライシャンプーなどのクーポン券などですが、実際に支給されているのは紙おむつだけであると。いずれにしても、基本的には1人 3,500円内で選択するものであります。

また、介護度3が支給対象であるが、支援事業の精神を無にすることなく、検討する必要があるとの意見もありました。介護手当 2,712万 3,000円が計上されておるが、行政局によって格差が生じているのが現実であり、合併により市民格差の解消、公平・公正の原則から、5年を目途に段階的に調整することになっておりますが、これらに十分配慮して解消すべきであると。

次に、母子及び父子家庭の状況について申し上げます。母子家庭は302世帯で、ひとり親家庭医療費の対象世帯数は277世帯で児童数が402人。さらに、児童扶養手当対象世帯数は230世帯で、手当額は8,303万 8,000円。父子家庭数は102世帯で、ひとり親家庭医療費世帯等は37世帯で、児童数は62人である。福祉手当対象児童数は155人で155万円で、いずれも厳しい環境下にあると推測できる状況にあります。

次に、民生委員の行政局ごとの女性民生委員は何人かについては、滝根6人、大越6人、都路6人、常葉6人、船引14人の38名、総勢は20人です。委託料については、活動委託料、年数による委託料、調査等の委託金であります。

次に、保健課所管事項について申し上げます。

住民健診委託料についてですが、予防こそが医療費の減額になる根拠であると。合併により総合健診や基本健診が有料化となり、今まで無料だったものが合併と同時に有料化となり、本予算に対し一部反対の意見もあったことから、受診率の向上と医療費の軽減を図るために、合併協の決定事項であっても、政策的判断により無料化を検討すべきとの意見がなされました。また、乳幼児医療費助成については、社保加入者に対しても広く適用すべきであり、市外医療機関との連携を今後検討すべきことであると。

次に、議案第45号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計予算について申し上げます。

予算総額は7,340万円で、一般会計からの繰入金4,392万 1,000円、利用者負担よりも繰入金が多いと。繰入金の大部分は職員等の人件費であるので、利用者の増加を図るとともに人件費の削減を含めて、歳出を経済採算ベースで考える段階に来ている現状を検討すべきであるという意見がなされました。

次に、議案第37号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は44億 2,654万 4,000円の予算計上であり、今日の医療費の伸びは毎年増大傾向にあるのが現実であります。国保会計は厳しい環境にあるのも事実であります。国保税は、行政局により相違があり、また介護保険は一律1,000円、そして基金を取り崩して国保税を据え置くとの意見が出されましたが、財源の確保と基金の保有などに努めて、国

保財政の健全化を図るべきであると。

以上で、生活福祉常任委員会の概要の報告をいたします。何とぞ議員の各位の議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、所管事務調査について御報告申し上げます。

田村市常葉町における不法投棄問題等に関する調査を6月23日に実施をいたしました。初めに、白石常葉行政局長より、現状と経過の概要説明を受け、現地検分をいたしました。検分場所につきましては常葉町山根字西方地地内。現状は、建築廃材チップ。常葉町久保字川久保地内、現状はRDF、固形燃料。本箇所につきましては、旧常葉町議会において、特別委員会を設置し、県及び消防署に対し改善策の要望書を提出していますが、関係機関からの特別な指導が特になされていないのが現状であります。地域住民が安心・安全のために、本物質に対する早急な対策、湧水防止策などを講ずる必要があります。

今後の対策といたしましては、各委員より活発なる議論を尽くしましたが、解決策を得られることはできませんでしたが、調査は、本地区に特定せず、各行政局の現状を把握し、県当局並びに関係機関との連携を密にしながら、資料等の提出あり次第、当委員会としては、閉会中においても継続審査をすることに決定をいたしました。また、各行政局設置焼却場等の現状と撤去を含めた調査を早急に実施、対策を講ずる必要があるという意見がなされました。

以上、御報告をいたします。

○議長（三瓶利野） 次に、産業建設常任委員長宗像宗吉君。宗像産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 宗像宗吉登壇）

○産業建設常任委員長（宗像宗吉） 平成17年田村市議会6月定例会において、平成17年6月17日付議案付託表により、当委員会に付託のありました議案9件、認定3件の合わせて12案件について、6月20日から22日までの3日間にわたり審査をいたしましたので、経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました12案件の審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、いずれも全会一致の決定であります。

以下、審査の過程において議論されましたこと、事項などにつき、その概要を申し上げます。

まず、議案第32号 田村市都市計画審議会条例の制定についてであります。これは、都市計画法第77条の2第1項の規定により、市長からの都市計画に関する事項の諮問に応じ、審議する機関を条例で定めるものであります。なお、審議会は、15名の委員をもって

構成されます。

議案第35号 田村市農村集会施設条例の一部を改正する条例は、芦沢農業センターを追加し、公の施設として市が管理するために条例の整理を行うものであります。なお、敷地は、旧船引町が購入し、施設建物は、J Aたむらから寄附を受けております。

議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算の歳出部分については、各委員会に分割付託されましたことから、当委員会におきましては、農業委員会及び産業建設部所管の予算に関し、3日間にわたり審査を行いました。各所管予算の内容は、いずれも田村市長決定により、これまで暫定予算に計上されていない政策的経費を含む本予算であり、特に本委員会の所管予算には、政策的要素を含む事案が計上されております。その多くは、旧町村において予定されていた事業がほぼ継承されているものとなっております。

農業委員会所管予算には、委員報酬を初めとする人件費、年間を通じた農業委員会活動に必要な経費、さらには標準小作料改定に要する経費などが計上されております。審議の経過で、遊休農地解消対策について議論されましたが、この対策に関しては、来月改選される新たな委員会構成の中で十分な協議がなされるものと思われま。

次に、産業課所管の歳出予算については、労働費から商工費及び農林水産施設災害復旧事業費を審査いたしました。

初めに、予算の概要を御説明いたします。

労働費には、各種団体への補助金、未組織労働者融資制度貸付金などが計上されております。

農業費には、農業関係施設管理などに要する経常経費、水田農業、葉たばこ振興などを初めとする農業振興対策にかかわる経費、家畜導入補助などの畜産振興事業費が織り込まれております。農業生産基盤整備事業としては、各行政局ともにこれまで推進してきた事業費を予算計上しております。主なものといたしまして、基盤整備促進事業7地区、1億3,500万円、県営土地改良事業負担金10地区、1億7,600万円、産業課所管の農地費の総額は5億4,400万円となっております。その他農業振興費に、緊急の小規模改良及び補修に要する経費として500万円が計上されております。これは、産業課所管の農林道を対象とするものであります。

林業費には、有害鳥獣対策、森林病虫害対策、緑化推進に要する経費並びに林業の振興を推進する事業として森林整備地域活動支援事業、間伐対策事業費などが計上されております。また、森林施業の基盤となる林道の整備については、常葉及び船引行政局管内において3路線、7,500万円が計上されております。

次に、商工費についてであります。各商工業団体への補助金、中小企業経営合理化資金保証融資制度などの中小企業対策予算、工業団地対策経費及び船引駅複合施設運営にかかわる経費が計上されており、商工業振興費は1億4,400万円となっております。

次に、予算審議において、特に議論されました事項を申し上げます。

畜産業関連の家畜導入事業について、基金活用による基礎雌牛貸し付けに関して、各行政局間で差異が感じられることから、公平・平等にするべきとの意見があり、今後、柔軟な対応を求められるものと思われまます。森林病虫害対策、いわゆる松くい虫対策として、伐倒防除委託費627万4,000円が計上されておりますが、昨年、都路地区でも被害が確認されたことから、全市的な対応が必要であり、田村の松を守るため、対応策をより充実すべきであるとの意見が出されております。また、畜産協同組合や森林組合など、各団体の合併あるいは統合に関して説明を求め、現在の状況を確認いたしております。

商工費においては、新多目的交通システム実証実験について有効な成果が得られるよう期待する旨の意見が出されました。

次に、建設課所管の予算審査について申し上げます。

予算の概要については、国土調査事業費には、都路、常葉及び船引行政局において実施されておる測量、複図作成に要する経費が計上されております。

衛生費には、簡易水道事業特別会計に対する繰出金3,178万円が計上されております。その中には、都路の県営事業に充当する過疎債分500万円と繰出基準に基づく公債費繰出金1,790万円が含まれております。

土木費では、道路橋梁及び河川などの維持管理に要する経費、さらには、市民生活に欠くことのできない生活基盤であります市道の改良、舗装事業の予算が計上されております。道路改良事業の内訳は、本庁建設課所管が1路線、滝根行政局所管10路線、大越行政局所管4路線、都路行政局所管2路線、常葉行政局所管2路線、船引行政局所管42路線、計61路線に係る測量設計・改良舗装工事あるいは用地補償費などが計上されており、その他、県事業関係経費を含めた予算額は8億9,000万円となっております。

次に、都市計画費には、マスタープラン作成、計画図作成委託費など7,200万円、船引東部地区土地区画整理事業特別会計繰出金1億6,400万円、街路事業費に船引駅周辺整備経費2億1,000万円、以下公園管理費、住宅管理費がそれぞれ計上されております。

公共災害復旧事業費は、船引行政局管内の過年発生災害復旧事業2カ所、2,050万円が計上されております。

審議の過程において、滝根、常葉及び船引行政局の道路作業員に関する質問があり、こ

れまでの道路管理の形態あるいは手法を踏まえ、今後、田村市としてどのように道路管理を行うか十分な検討が必要であるとの結論に至っております。

次に、道路改良事業について御報告申し上げます。

本一般会計に調査費が計上されており、さきの議案に対する総括質疑において議論されました市道余平田・田代線について、当該現地及び周辺を調査してまいりました。現地において、建設課長以下担当職員から改良計画の概要、経緯に関する説明を受け、周辺の道路状況を車上から検分しております。本常任委員会において、各委員から忌憚のない意見を求めましたところ、本委員会といたしましては、当該路線計画後における広域農道、あるいは中山間総合整備事業による道路整備によって周辺道路環境が変化していることから、計画当初に比して、当該道路の改良事業の必要性・緊急度が薄まってきている。問題となっている箇所については、地元地権者との合意形成に努め、その後において計画に従って工事に着手するべきであるとの結論に至りました。

下水道課所管の予算審査について申し上げます。

合併浄化槽設置整備事業費として滝根行政局35基、大越行政局25基、都路行政局20基、常葉行政局26基、船引行政局 113基、計 219基、1億 1,255万 7,000円が計上されております。農業費には、農業集落排水事業特別会計繰出金 2,199万 9,000円が計上されておりますが、この中には、公債償還分として繰出基準に基づくもの、497万 8,000円が含まれております。土木費には、公共下水道事業特別会計繰出金1億 7,630万 1,000円が計上されております。うち繰出基準分は 6,366万 8,000円であります。審査の過程において、行政局により合併処理浄化槽設置補助の金額に差異があることについて議論がなされ、合併協議に基づき、3年をめどに調整することを確認しております。

議案第38号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、旧滝根町、旧都路村、旧常葉町においてそれぞれ事業認可を受け、実施していた会計を統合したものであります。都路及び常葉事業区で改良事業を実施いたします。予算審議では、加入金を含め、料金体系が異なっていることについて議論がなされ、今後、設置する上水道審議会において協議検討する旨の答弁を受けております。

議案第41号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

本会計は、滝根町畑中地区の農業用水及び生活環境保全を目的に、平成12年度に全面供用した排水処理事業に係る会計であります。予算の内容は、人件費、施設の維持管理経費及び公債費であり、本年度と来年度にそのピークを迎え、平成19年度以降、減少に転ずる予定であります。なお、現在の加入戸数は65戸、加入率が76%であります。

次に、議案第43号 平成17年度公共下水道事業特別会計予算の審査について申し上げます。

本予算が所管する下水道事業についての説明は、前回定例会において御報告申し上げますので、省略させていただきます。本予算の中で、特に、県営流域下水道事業及び公共下水道事業の規模、計画区域について質疑が行われ、各委員から未着手区間の計画見直しを含め、次期事業認可に当たっては、詳細な需要予測、堅実な財政見直しに基づき、代替手段の検討を含め、慎重に検討すべきであるとの意見が出されました。

議案第46号 平成17年度田村市船引東部地区土地区画整理事業特別会計について申し上げます。

当該船引東部地区は、既に整備を完了し、予算の内容は調整池の汚泥撤去費など、維持管理経費及び整備に要した公債費の償還であり、なお、財源は保留地処分金と一般会計からの繰り入れであります。

議案第52号 平成17年度田村市水道事業会計予算の審査・結果について申し上げます。

業務予定量を月平均 4,530件、月平均給水量 4,230立方メートル、年間総給水量が 154万 4,000立方メートル、収益的収支予定額を 3億 9,357万 5,000円と定め、資本的収支におきましては、収入 1億 2,144万 6,000円、支出 2億 7,227万 1,000円としており、収支差額は、過年度分留保資金を充当する予算としております。主な建設改良事業費として、配水管敷地工事費 1億 672万 8,000円、第7次拡張事業費 1,903万 5,000円を予定し、企業債の合計は 3,850万円を見込んでおります。審議の過程では、老朽化した石綿管の更新と簡易水道の統合など、水道事業の今後のあり方について議論され、今後の課題であるとの認識に至っております。

議案第56号 字の区域の変更について申し上げます。

本件は、国土調査事業の成果に基づき、都路町古道字柳野沢 102番地 2 を隣接する字八小屋に編入するものであります。

続きまして、認定第1号から認定第3号について申し上げます。

いずれの会計も、3月の町村合併により、2月末で打ち切り決算したものであります。当該3会計は、地方公営企業法適用の企業会計であることから、同法第30条第4項により、本定例会において認定を受けるものであります。

決算状況につきましては、3会計とも打ち切り決算したことにより、3月に予定していた企業債が収入されなかったことから、資本的収支に不足が生じており、過年度分留保資金、消費税調整額及び一時借入金をもって補てんしております。なお、一時借入金は、当

該会計を引き継いだ会計に収入される国庫補助金、企業債によって返還されます。

以上、本委員会に付託されました案件の審査結果報告を終わります。

○議長（三瓶利野） 休憩のため暫時休議いたします。

再開は11時5分からといたします。

午前10時54分 休議

午前11時06分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を開きます。

引き続き、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教常任委員長本田仁一君。本田文教常任委員長。

（文教常任委員長 本田仁一登壇）

○文教常任委員長（本田仁一） 定例会9日目の本会議において、文教常任委員会に付託されました議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算について、歳出のうち、教育費及び議案第55号 教育事務の委託について、6月20日には所管事務調査を、21日から22日には議案審査をそれぞれ実施いたしましたので、経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案審査に先立ち実施しました所管事務調査について御報告いたします。

本委員会に付託されました平成17年度田村市一般会計予算における歳出のうち、教育費に計上されております各事業当該施設、小学校9校、古道プール、旧都路第二中学校跡地及び陳情施設、芦沢小学校プールに関する調査を6月20日に実施いたしました。各施設における現状と事業の内容を教育次長等から説明を受け、現地の検分を実施したところではありますが、牧野小学校については、建設事業に係る調査費が計上されておりますことから現地を検分してまいりました。過去の経過や地域住民の意向、現存する学校施設の現況等の説明を受けましたが、既存の施設は老朽化が激しく、学校教育環境によくない状況である。しかしながら、地元住民との協議をさらに行い、将来性を十分考慮した上での対応が必要であるとの結論に至っております。

次に、古道小学校については、校舎園舎改築基本構想作成報償費が計上されておりますことから現地を検分いたしました。既存の施設の老朽化が激しく、早急に取りかかる必要があると思われるが、現在の学校敷地内に建設した場合に、十分な校庭等が確保できるか疑問であり、また、学校の統廃合を含めて検討する必要性があるとの意見が出されてお

ります。

次に、関本小学校については、校庭拡幅事業として地質調査費、実施設計委託費が計上されておりますことから、現地を検分いたしました。学校児童の、そして地域住民の運動場として、ソフトボールや100メートル走ができるように整備する計画であるとの説明を受けましたが、事業実施効果及び事業費の縮小等を十分検討した上で進めるべきとの意見が出されております。

芦沢小学校プールにつきましては、本委員会に付託されております陳情第6号 田村市立芦沢小学校「小学校プール」の新設についての陳情内容にある支障を来している事項等について、現地の検分を実施いたしました。芦沢小学校から700メートルほど離れている現状を確認し、また、プールの敷地の確保ということで、プール建設予定地についても検分いたしました。

所管事務調査のまとめとしましては、各事業とも、地域の要望や児童生徒に対する教育環境整備の充実ということで、いずれも必要な事業であります。特に学校施設については、適正規模の観点から今後の将来性等を十分に考慮し、また、地域住民や現場にいる教職員の意見等を取り入れながら事業を進められることを要望するところでございます。

続きまして、付託議案の審査経過並びに結果について御報告いたします。

議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算について、歳出のうち、教育費についてありますが、22億2,863万4,000円で、主なものは市内25小学校、8中学校、12幼稚園の管理運営、教育振興に係る経費及び各公民館、図書館、文化センターなどの社会教育、文化振興事業に要する経費並びに社会体育施設の管理運営等に要する経費であり、原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、予算審査の過程において論議された事項等について、その概要を申し上げます。

まず、教育総務課所管の予算審査について申し上げます。

教育費のうち、小中学校、幼稚園の管理運営に係る経費や教育委員会費、事務局経費等が計上されておりますが、主な事業としましては、中学生海外派遣研修事業費、学校統合適正化調査事業費、各小学校建設事業費等における経費がそれぞれ計上されております。中学生海外派遣研修事業については、これまでの実施方法を踏襲いたしまして実施するものであります。学校統合適正化調査事業については、全市的な学校規模の適正化に向けた検討を進めるための調査研究報償費として50万円が計上されております。主な意見としましては、教職員住宅の空き部屋の対応や人材派遣事業の内容、スクールバス運行に対する費用比較検討等についての意見が出されました。

次に、学校教育課所管の予算審査について申し上げます。

教育費のうち、小中学校における教育振興に係る経費や学校給食における経費等が計上されております。主な意見といたしましては、養護学校等の設置、心の相談事業、今後の学校給食センターの取り組みについての意見が出されております。また、学力向上実態調査の結果に基づく対応についての質問に対し、児童生徒の能力・適性の伸長を含めまして、進路実現を目標に一人一人の学力を向上させる対策を検討しているとの答弁を受けております。

生涯学習課所管の予算審査について申し上げます。

各公民館、図書館、文化センターなどの社会教育、文化振興事業に要する経費並びに社会体育施設の管理運営に要する経費が計上されております。主な事業として、社会総務費については、成人式費、文化祭費、市内遺跡調査事業費、文化センター自主文化事業費等がそれぞれ計上されております。保健体育費については、ふくしま駅伝大会費、体育祭費、古道プール整備事業費等が計上されております。古道プール整備事業についての質問に対し、古道小学校の建設構想を考慮した上で検討するとの答弁を受けております。その他ふくしま駅伝の選手選考方法、文化センターの事業の充実、スポーツバスの諸活用、公民館業務の対応等についての意見が出されました。

また、各課所管における予算説明資料等について、類似する項目等が整理されていない事項が見受けられ、早急に精査する必要があると思われまます。

続きまして、議案第55号 教育事務の委託についてであります。地方自治法第 252条の14第1項の規定によりまして、旧船引町と三春町の間で協議がなされておりました要田幼稚園、要田小学校及び要田中学校に係る教育事務の委託について、田村市発足に伴い、新たな協議が必要となったことから、教育事務の委託について議会の議決を求めるものでありますが、過去の経過を踏まえまして、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で文教常任委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。御審議の上、御議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（三瓶利野） これをもちまして、各常任委員会審査結果の報告を終わります。

日程第2 議案第30号 政治倫理の確立のための田村市長の資産等の公開に関する条例の制定について

○議長（三瓶利野） 日程第2、議案第30号 政治倫理の確立のための田村市長の資産等の公開に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第31号 田村市総合計画審議会条例の制定について

○議長(三瓶利野) 日程第3、議案第31号 田村市総合計画審議会条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決さ

れました。

日程第4 議案第32号 田村市都市計画審議会条例の制定について

○議長（三瓶利野） 日程第4、議案第32号 田村市都市計画審議会条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号 田村市税条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第5、議案第33号 田村市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第6、議案第34号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2番木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

○2番（木村高雄） 議案第34号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

今回の改正は、各行政局の前年度の実績と今年度の医療費の伸びを予想し、税率が改定されたものであります。介護分については、1世帯当たり3万1,197円、1人当たりにして2万1,567円に統一され、前年度比で大越、都路町は引き下げになりましたが、他の3町は引き上げられた内容となっています。医療分については、船引町895円、常葉町3,782円の引き下げとなりましたが、滝根町1,758円、大越町2,837円、都路3,751円の引き上げとなりました。全体では182円の引き下げとの説明ですが、引き上げられた行政局の住民にとっては負担増となります。

重税感の強い国保税を軽減するため、県内各地の自治体では、基金の取り崩しで対応しています。田村市の国保の基金は旧5町村が持ち寄ったもので、滝根町は1億2,704万

円、保有率 35.64%、常葉町については1億 2,298万円、23.3%、都路は 7,426万 4,000円、保有率は 28.33%、大越町は1億 1,983万 2,000円で、保有率は 32.45%、船引町については3億 5,217万 3,000円で、保有率は 20.72%で、総額で7億 9,063万 1,000円で、保有率は 24.35%であります。今回引き上げられた3行政局に対して、せめても据え置くための基金の取り崩しで対応すべきであり、その額は 1,740万円、基金総額のわずか 2.2%であります。

こうした対応は、合併時の不安・不公平感の解消、住民負担の軽減にもつながるものであります。また、今回の合併に当たって、それぞれの地域の国保財政の運営上の違いや、合併することによって発生する事態がどのようなものになるか、住民に説明がされたとは思われません。今回の国保税引き上げの関係住民から聞こえてくる声は、合併によって引き上げることばかりで、負担ばかりがふえて困っている。一体何のための合併なんだっただろうというものであります。合併の前に十分な説明、しかも納得いく説明があつてしかるべきではなかったのではないのでしょうか。

以上申し上げましたことが、議案第34号に対する反対討論であります。

以上で討論を終わります。

○議長（三瓶利野） ただいま反対討論がありました。

次に、賛成討論があれば、これを許します。28番村上好治君。

（28番 村上好治議員 登壇）

○28番（村上好治） 賛成討論をいたします。

だいたい木村議員から反対討論がありましたが、生活福祉常任委員会において慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告をいたします。

○議長（三瓶利野） 次に、反対討論があれば、これを許します。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

○議長（三瓶利野） 本案については起立によって採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第34号については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 田村市農村集会施設条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第7、議案第35号 田村市農村集会施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第8、議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番新田耕司君。

○15番（新田耕司） 議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算、文教常任委員長に質疑をいたしたいと思います。

まず、先ほどの報告によれば、教育費の中の3学校建設費、関本小学校校庭拡張事業についての460万円でございますが、これらについては報告のとおり、地域住民からの要望もあり、記録会とかソフトボールをするために拡張をしたいということでございましたが、記録会とかは、現在、田村市の陸上競技場で十分に行うことができますし、ソフトボ

ールについても小桧山のグラウンド等もありまして、新しいグラウンドをこれからつくるについてはいろいろ検討がなされるべきと思いますが、これらの予算の採択要件について、どのような討論がなされたか、議論がなされたか。陳情とか請願によってこのような予算の採択要件にきたのかどうか。

それから、造成費に多額の費用が今後かかると思うんですが、それらについての今後の財政の見通し、それから児童数の今後5年間または10年間の推移についてどのように検討がなされたのか御質問をいたしたいと思います。

○議長（三瓶利野） 文教常任委員長。

○文教常任委員長（本田仁一） 新田議員の質問について答弁をさせていただきます。

関本小学校の事業の採択については、現在の校庭の不便さといいますか、現況においては狭隘であり、支障を来しているという、そのことについては文教常任委員会としても理解をしたところでございます。

それから、財政的な考え方から、そして小学校の今後の生徒数の推移、そういったものの考え方については、本委員会でも報告しましたように、事業実施効果及び事業費の縮小等を十分検討した上で進めるべきとの当委員会の結果でございます。

以上、質問に答えさせていただきます。

○議長（三瓶利野） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2番木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

○2番（木村高雄） 議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算についての反対討論を行います。

まず、反対の理由は、3月定例議会でも問題にした出産祝い金、家族介護者手当の減額、敬老祝い金については、支給される行政局と支給されない行政局があり、不公平な予算措置と反対しましたが、今回の当初予算についても、同じく予算に盛り込まれているというものであります。

次に、教育費の学校建設費の中の関本小学校拡張事業で、現在二つある運動場を学校では利用していますが、さらに 6,400平方メートルの校庭拡張には疑問が残るものであります。議案質疑の中では、校庭の適正規模は校舎面積の 5 倍とのことですが、建設当時と比較し、児童数はどうなのか。適正規模は、むしろ現在の児童数を基準に検討すべきではないかと思えます。また、市民にも開放するとのことですが、今全国で問題になっている校内への不審者の侵入などの問題があります。また、関本地区には、早稲川行政区、黒川行政区、堀田行政区それぞれに運動場があり、小桧山行政区には、関本小学校から 800メートルしか離れていない場所に小桧山運動場があります。調べれば調べるほど疑問が残る事業であり、見直しが必要ではないでしょうか。

次に、衛生費の中の基本健診、総合健診に係る問題であります。合併前は一時負担の地域もありましたが、船引町などは、すべて無料だったのが、合併と同時にすべての健診に 1 割負担を強いるもので、基本健診については 700円、胃がん検診 400円、大腸、肺がん検診それぞれ 100円、子宮がん検診については 300円、乳がん検診 700円、基本総合健診すべてを受診すると 2,300円の自己負担となります。また、滝根、常葉町が行っていた前立腺がん検診は行わないとのことであります。

市当局には市民からの苦情はないとのことですが、我々議員には、多くの市民から不安・不満の声が届きます。委員会の審議の中で、委員の中からも、合併直後、なぜこんなにわかりやすい住民サービスを切り捨て、自己負担を強いるのかという発言もありましたが、全く同感であります。予防医療は、かさむ医療費を引き下げることにも可能です。長期的な不況、会社の倒産、リストラと今までかつて経験したことのない経済状況の中で、せめて健康だけは守りたい、今までどおりのお金のことを気にせず健診を受けたいというのが市民の願いであります。

富塚市長の六つの重点施策に健康づくりと福祉の充実と言っていますが、今年度予算は、この政策とは相入れないもので、幾ら言葉で繕おうと、基本総合健診は、合併と同時に市民負担増ということで、到底認めるわけにはいきません。

以上申し上げましたことが、議案第36号に対する反対討論であります。議員皆様方の御賛同をお願いして、私の反対討論を終わります。

○議長（三瓶利野） ただいま反対討論がありました。

次に、賛成討論があれば、これを許します。ありませんか。28番村上好治君。

（28番 村上好治議員 登壇）

○28番（村上好治） 賛成討論をいたします。

だいたい木村議員から反対討論がありましたが、生活福祉常任委員会において慎重に審査の結果、委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告をいたします。

○議長（三瓶利野） ほかに討論はありませんか。吉田 豊議員に確認いたしますが、教育分の賛成討論ですか。（「はい。関本小学校校庭拡幅事業についての賛成討論です」の声あり）

それでは、55番吉田 豊君の賛成討論を許します。

（55番 吉田 豊議員 登壇）

○55番（吉田 豊） 先ほどの関本小学校の校庭拡幅事業についての賛成討論をさせていただきます。

関本小学校は、現在、児童数91名でありまして、児童数の推移を見ますと、平成11年生まれ10名、12年生まれ16名、13年生まれ11名、14年生まれ10名、15年生まれ8名とほぼ横ばいで推移をしております。先ほど、そばに小桧山運動公園もあると言われましたが、我々常任委員会といたしましても、十分に精査をいたしまして、やはり拡幅事業は必要であると。しかし、事業の実施効果及び事業費の縮小等を十分考慮するよという形で意見が出されておりましたが、現状で採択すべきということで、全員一致で採択をいたしました。

以上、賛成討論といたします。

○議長（三瓶利野） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

○議長（三瓶利野） 本案については起立によって採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第36号については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第9、議案第37号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2番木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

○2番（木村高雄） 議案第37号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計予算の反対討論を行います。

議案第34号の改正が、平成17年度の国保特別会計に盛り込まれることから、当然本議案に対しても反対であります。国保税改正については、先ほど議案第34号で討論しましたので省略させていただきます。

さて、田村市となって国保税滞納者に対し、短期証明書 307世帯、資格証明書40世帯が、病気のとき医療機関にかかれない、かかりづらい状況があることは3月議会でも申し上げましたのでありますが、対象者に国民健康保険証が発行されておらず、この問題が改善されていないというのも理由の一つであります。この問題の解決策として、議案質疑でも取り上げた税率算定方式を、現行行っている旧ただし書きから、本文方式に算定するのも低所得者に対する救済の道であります。また、法定減免にとどまらず、田村市独自の申請減免制度の創設はすべきではないでしょうか。

いずれにしても、今日の国保財政の危機は、1984年に政府の行った国保法の改悪によって、国庫負担率を45%から38.5%に引き下げたことに最大の原因があります。さらに、国保加入者の多くが農業や中小業者、無職の人、中でも高齢者、低所得者が多く、医療費がかさむにもかかわらず、保険料負担能力が低いという構造的な要因があります。そのために、財政基盤は極めて脆弱であることが大きな特徴となっています。

こうした国保の現状と構造的問題を正しく理解し、そのことに対応した一層の拡充強化

策を図る努力が必要なときにもかかわらず、具体的な対応もされないで、医療費の伸びを国保加入者にすべて負担させるやり方も、議案に賛成できない理由の一つであります。

今日の国保財政の危機的な状況を打開するためには、何よりも国に対し、国庫負担を45%に戻させる働きかけが必要です。そうすれば、国保税の値上げを抑えるばかりか、引き下げることも可能になります。低所得者への保険料の減免制度も実現するという事を申し上げまして、私の反対討論を終わります。

○議長（三瓶利野） ただいま反対討論がありました。

次に、賛成討論があれば、これを許します。ありませんか。28番村上好治君。

（28番 村上好治議員 登壇）

○28番（村上好治） 賛成討論をいたします。

本議案は、市の執行に適正であり、本議案に対し賛成いたします。

○議長（三瓶利野） 次に、反対討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

○議長（三瓶利野） 本案については起立によって採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第37号については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第10、議案第38号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第39号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第11、議案第39号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計予算に

ついて

○議長（三瓶利野） 日程第12、議案第40号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第41号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計予算
について

○議長（三瓶利野） 日程第13、議案第41号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第42号 平成17年度田村市宅地造成特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第14、議案第42号 平成17年度田村市宅地造成特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第43号 平成17年度田村市公共下水道事業特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第15、議案第43号 平成17年度田村市公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第44号 平成17年度田村市授産場事業特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第16、議案第44号 平成17年度田村市授産場事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第45号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計予算
について

○議長（三瓶利野） 日程第17、議案第45号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計
予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決さ
れました。

日程第18 議案第46号 平成17年度田村市船引東部地区土地区画整理事業
特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第18、議案第46号 平成17年度田村市船引東部地区土地区画整理
事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第47号 平成17年度田村市診療所事業特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第19、議案第47号 平成17年度田村市診療所事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第48号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第20、議案第48号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計予

算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第49号 平成17年度田村市老人保健特別会計予算について

○議長(三瓶利野) 日程第21、議案第49号 平成17年度田村市老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第50号 平成17年度田村市介護保険特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第22、議案第50号 平成17年度田村市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第51号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計予算
について

○議長（三瓶利野） 日程第23、議案第51号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第52号 平成17年度田村市水道事業会計予算について

○議長(三瓶利野) 日程第24、議案第52号 平成17年度田村市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第53号 田村市過疎地域自立促進計画(後期)の策定について

○議長(三瓶利野) 日程第25、議案第53号 田村市過疎地域自立促進計画(後期)の策定

についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第54号 堀田辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長(三瓶利野) 日程第26、議案第54号 堀田辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番新田耕司君。

○15番(新田耕司) 議案第54号について、総務企画常任委員長に御質問をいたしたいと思っております。

まず、先ほど産業建設常任委員会の方で現地検分をした結果、この堀田地区の辺地に係る総合整備計画の中で余平田・田代線というのが出てまいりましたが、現在まで、余平田・田代線については産業建設常任委員会の方で現地調査をしたということで、その見解については、前よりも緊急性が薄れてきたというような報告がございました。総務常任委員会の方では、この整備計画の中で、四つの路線それから一つの事業計画がありますが、この中で、余平田・田代線について、どのような見解を持って緊急性が必要とされているのか、その計画が計画どおり実行できるかどうか、どのような委員からの議論がなされたのか御報告を求めたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 総務企画常任委員長の答弁を求めます。総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（佐藤義博） この議案に対しては、堀田辺地に係る総合整備ということで、旧常葉町が進めてまいった、その期間が終了いたしまして、新たに田村市として策定するものでありまして、旧常葉町がやってきたのをそのまま進めようということでございますので、全員一致で原案どおり可決したわけでございます。いろいろな事情は産建の方で事業を進めると思っていますので、我々は総合計画ということございまして、細かい点は余り議論はなされませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（三瓶利野） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） ないものと認め、質疑を終結いたします。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） 本案については起立によって採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第54号については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第55号 教育事務の委託について

○議長（三瓶利野） 日程第27、議案第55号 教育事務の委託についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第56号 字の区域の変更について

○議長(三瓶利野) 日程第28、議案第56号 字の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第29 認定第1号 平成16年度船引町水道事業会計決算認定について

○議長(三瓶利野) 日程第29、認定第1号 平成16年度船引町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第30 認定第2号 平成16年度大越町水道事業会計決算認定について

○議長（三瓶利野） 日程第30、認定第2号 平成16年度大越町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第31 認定第3号 平成16年度大越町下水道事業会計決算認定について

○議長（三瓶利野） 日程第31、認定第3号 平成16年度大越町下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

昼食のため休議いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時56分 休議

午後1時00分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。

5番渡邊 勝君は、午後、欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

日程第32 陳情の常任委員会審査結果報告

○議長（三瓶利野） 日程第32、陳情の常任委員会審査結果報告を行います。

日程第33、陳情第6号 田村市立芦沢小学校「小学校プール」の新設についてを議題と

いたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。文教常任委員長本田仁一君。本田文教常任委員長。

(文教常任委員長 本田仁一登壇)

○文教常任委員長(本田仁一) 陳情第6号 田村市立芦沢小学校「小学校プール」の新設について御報告いたします。

本委員会に付託されました陳情第6号 田村市立芦沢小学校「小学校プール」の新設について、審査経過及び結果について報告いたします。

陳情の内容は、現存の施設においては、学校事故防止、水泳技術向上及び施設の老朽化等の問題があるため、学校改築事業に引き続き整備することを要望するものであります。

所管事務調査で現地の検分を行いました。陳情書にもあるとおり、芦沢小学校から70メートルも離れたところにあり、学校事故防止、水泳技術向上等に支障を来していることや、施設の老朽化が認められ、さらには教育委員会第3回定例会において出された採択妥当との協議の結果を踏まえた上で審査を行いました。その結果、本委員会としては、全委員一致で採択すべきものと決しました。

以上で陳情第6号 田村市立芦沢小学校「小学校プール」の新設についての審査報告を終わります。

○議長(三瓶利野) 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択す

ることに決定しました。

日程第34 陳情第7号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について

○議長（三瓶利野） 日程第34、陳情第7号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についてを議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。総務企画常任委員長佐藤義博君。佐藤総務企画常任委員長。

（総務企画常任委員長 佐藤義博登壇）

○総務企画常任委員長（佐藤義博） 御報告いたします。

定例会9日目の本会議において、総務企画常任委員会に付託されました陳情について審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

陳情第7号、提出者、全国市議会議長会会長代行、垣下文正氏から、地方六団体改革案の早期実現に関する意見書提出について審査を行いました。

政府においては、平成18年度、政府予算に向けた基本方針となる骨太方針2005を策定するに当たり、地方六団体改革案を踏まえたおおむね3兆円規模の税源移譲を確実に実現するよう強く求めるべきとの点で、委員全員一致採択すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。御審議の上、議決くださるよう、よろしく願いいたします。

○議長（三瓶利野） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第35 陳情第8号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について

○議長（三瓶利野） 日程第35、陳情第8号 地方議会制度の充実強化に関する意見書についてを議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。総務企画常任委員長佐藤義博君。佐藤総務企画常任委員長。

（総務企画常任委員長 佐藤義博登壇）

○総務企画常任委員長（佐藤義博） 御報告いたします。

定例会9日目の本会議において、総務企画常任委員会に付託されました陳情について審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

陳情第8号、提出者、全国市議会議長会会長代行、垣下文正氏から、地方議会制度の充実強化に関する意見書提出について審査を行いました。

市長の権限が強化され、また、三位一体改革により、税財政面における自主性が増すことに伴って、地方議会の監視機能や、住民を取り巻く環境変化にいち早く対応できる体制づくりが急がれることから、委員全員一致採択すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。御審議の上、議決くださるよう、よろしく願いいたします。

○議長（三瓶利野） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第36 陳情第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める陳情書

○議長(三瓶利野) 日程第36、陳情第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める陳情書を議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。文教常任委員長本田仁一君。本田文教常任委員長。

(文教常任委員長 本田仁一登壇)

○文教常任委員長(本田仁一) 陳情第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める陳情書について御報告いたします。

本委員会に付託されました陳情第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める陳情書について審査経過並びに結果について報告いたします。

陳情の内容は、2006年度の国の予算編成における義務教育費国庫補助制度の堅持と充実に向けて、政府に対して意見書の提出を求めるものであります。

審査の過程では、総務企画常任委員会に付託されておりました陳情第7号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についてと関連するものであり、また、今後の国等の関係機関の動向を見きわめる必要があるとの意見があり、さらに慎重審議を行う必要があるため継続審査とすべきものと決しました。

以上で陳情第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める陳情書についての審査報告を終わります。

○議長(三瓶利野) 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第37 陳情第10号 30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める陳情書

○議長（三瓶利野） 日程第37、陳情第10号 30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める陳情書を議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。文教常任委員長本田仁一君。本田文教常任委員長。

（文教常任委員長 本田仁一登壇）

○文教常任委員長（本田仁一） 陳情第10号 30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める陳情書について御報告いたします。

本委員会に付託されました陳情第10号 30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める陳情書について審査経過並びに結果について御報告いたします。

陳情の内容は、教育の危機と言われる現状を解決し、ゆとりを持った教育の実施及び教育課程の円滑な実施、教育改革を推進するために30人以下学級を柱とした教職員定数改善を早期に行っていくことが必要であるとの観点から、政府に意見書提出を求めるものであります。

審査の過程では、既に福島県においては30人程度学級が導入されていることや、田村市内の各小中学校の現状を考慮すると、政府機関に意見書を提出する必要はないのではないかという意見があり、起立採決の結果、採択賛成者少数のため不採択とすべきものと決しました。

以上で、陳情第10号 30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める陳情書についての審査結果の報告を終わります。

○議長（三瓶利野） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。2番木

村高雄君。

○2番(木村高雄) 今回の委員長の報告ですと、県は、30人程度学級ということをやっているから、改めて国に意見書を出す必要はないということなわけなんですけれども、しかし、今回、そういう制度を県が全国的に先駆けてやったわけなんですけれども、実は、国は40人制度ということでやっているわけなんです、1学級40人制度を。それで、県が上乗せをすると。30人学級というのは一つの上乗せなんですけれども、その上乗せをする分については、皆、県の単独の持ち出しなんですよね。それで、ましてや、その施設の不足した分の施設整備に対しては、県も出すが、市町村の負担も見込むという、そういうふうな状況で、国が、40人学級制度から30人学級に移行すれば、県の持ち出しはなくなるわけなんですけれども、そのような議論はなかったんですか。また、このことについて、委員長はどのような見解をお持ちでしょうか。答弁を求めます。

○議長(三瓶利野) 文教常任委員長。

○文教常任委員長(本田仁一) 福島県においては30人程度学級が導入されているということも一つの考え方ではありますが、現状、田村市内において30人を超える学級となっているのは船引小学校のみでございます。そういう意味からして、教職員の定数をふやすことはどうか、人件費、そういった学校経営という観点からもこの件については不採択が妥当ではないかという考え方が示されたところでございます。

委員長の個人的な考えについては、控えさせていただきます。

○議長(三瓶利野) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。2番木村高雄君。

(2番 木村高雄議員 登壇)

○2番(木村高雄) 30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める陳情書を委員会で不採択にしたことへの反対討論を行います。

福島県は、2005年1月、全国初の30人程度学級を実施することを発表しました。その内容について申し上げますと、まず第1番に、県は、県内の小中学校における30人程度学級の実現を支援する、県の示す具体例は、小学校1、2年、中1、2年以外は30人程度学級を念頭に置いていると。また、2番目には、現在30人学級を行っている小学校1、2年、

中1、2年は30人学級を継続する。それ以外の学年については、各市町村委員会が少人数学級か少人数指導かを選択できる。なお、私学小中も人件費を県費で負担する。3番目に、県は、これに伴う人件費を負担する。不足教室整備などの施設整備費も、県が一部負担するが、市町村の負担も見込む。来年度、県教育委員会は、70億円の予算の確保を要請。4番目に、市町村からの要望を早急に集約し、2005年度計画を確定すると、こういう内容であります。

また、県教育委員会はアンケートを実施し、30人学級の優位性は明らかと確信を持ってこの制度を進めているわけであります。しかし、国は40人学級制度であり、県が単独で30人学級、30人程度学級を実施すれば、教員の人件費、施設整備費はすべてほとんど県の負担となります。これを裏づけるのは、30人学級に対応する教員のほとんどが講師配置ということで問題になっているわけであります。

今回提出された30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める陳情書は、まさに、県が全国に先駆けて行うことへの後押しとも言えるものであり、なぜ不採択にする必要があるのか理解できるものではありません。佐藤知事も、地方でも、国以上のことができることを示したいと述べており、福島県市長会においても、16年度予算編成に対する要望の中で、30人学級編制の推進について要望しています。また、全国市議会議長会においても、16年5月定期総会で少人数学級定数改善計画について、国に要望を行っていません。

この陳情書が、田村市議会で不採択になるようなことになれば、県の教育方針、福島県市長会、全国市議会議長会とも歯車がかみ合わない結果となります。また、田村市では、現在、30人学級、30人程度学級に対応する施設整備も必要ないとのことですが、将来その必要が出た場合、市の財政も圧迫することになります。

以上申し上げたことが、30人以下学級を柱とする教職員定数改善早期実現を求める陳情書を、文教委員会で不採択にしたことに対する反対討論であります。県と田村市議会が相反することにならないためにも、ぜひともこの陳情書を採択されますよう心からお願いをいたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（三瓶利野） ただいま反対討論がありました。

次に、賛成討論があれば、これを許します。55番吉田 豊君。

（55番 吉田 豊議員 登壇）

○55番（吉田 豊） 賛成討論をいたします。

田村市においては、30人学級が適用になる学校は、滝根小学校、上大越小学校、船引小学校の3校、中学校は、滝根、大越、都路、常葉、船引南、船引、移中学校となっておりますが、福島県は、2002年度から小中学校1年で30人学級を開始し、2003年度は小学校2年も30人学級になり、また、2005年度からは30人程度学級が既に全学年を対象に導入されており、学校現場からも、学習指導の効果が上がっているとの話も聞かれます。また、地方六団体の三位一体改革推進の中で、義務教育費国庫負担金の全額一般財源化を提案しておりますので、教職員の定数につきましても、現状を見守っていくべきと考えますので、委員長報告に賛成し、賛成討論といたします。

○議長（三瓶利野） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長の報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 賛成多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第38 陳情第11号 複式学級の学級編成基準の引き下げを求める陳情書

○議長（三瓶利野） 日程第38、陳情第11号 複式学級の学級編成基準の引き下げを求める陳情書を議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。文教常任委員長本田仁一君。本田文教常任委員長。

（文教常任委員長 本田仁一登壇）

○文教常任委員長（本田仁一） 陳情第11号 複式学級の学級編成基準の引き下げを求める陳情書について御報告いたします。

本委員会に付託されました陳情第11号 複式学級の学級編成基準の引き下げを求める陳情書について審査経過並びに結果について御報告いたします。

陳情の内容は、複式学年による学級編成は、学校担任の指導による授業時数が実質的に

半分になる状況にあり、一人一人の教育活動を保障する上でも学級編成基準の引き下げが必要であるとの観点から、政府に対し意見書の提出を求めるものであります。

審査の過程では、市内における複式学級の解消を進めていくべきであり、政府機関に意見書を提出する必要はないのではないかとの意見があり、起立採決の結果、採択賛成者少数のため不採択とすべきものと決しました。

以上で陳情第11号 複式学級の学級編成基準の引き下げを求める陳情書についての審査報告を終わります。

○議長（三瓶利野） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2番木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

○2番（木村高雄） 複式学級の学級編成基準の引き下げを求める陳情書を委員会で不採択にしたことに対する反対討論を行います。

この陳情書の趣旨は、少人数であっても1学級1人の教員の配置を求める陳情の内容であります。複式学級の問題点は、授業時間が半分に短縮されてしまうこと。また、授業を準備する教員も十分な時間がとれないことなどがあり、生徒も教員も時間に余裕のない中で授業を受けている、教えているというのが実態であります。公平な教育を受ける権利、教育の機会均等の原則に照らしても当然であり、陳情書は採択すべきであります。

教育は、費用対効果では片づけられない将来に通ずる国づくりの基本であります。この問題についても、県は、2年、4年などの組み合わせの飛び複式学級、変則複式学級などは解消してきましたが、複式学級についても解消の方向で進めています。全国市長会が昨年11月に平成17年度の施策及び予算に関する要望を取りまとめ、国に要望している中に、義務教育施設などに関する要望があり、その中に、教職員配置の充実についてという項目があり、複式学級解消のため、教職員定数の改善を図る重点項目として要望しています。

複式学級になるから学校を統廃合するということだけでなく、少子化対策とあわせて地域の学校を維持するためにも、まず現行で可能な対応は複式学級基準の引き下げであります。

国、文部科学省が現在策定中の次期定数改善計画が行われている中、複式学級の学級編成の基準の引き下げを求める陳情書を田村市が採択し、国に意見書を提出することが重要であります。

以上、申し上げましたことが、複式学級の学級編成の基準の引き下げを求める陳情書を委員会で不採択にしたことに対する反対討論であります。

以上討論を終わります。

○議長（三瓶利野） ただいま反対討論がありました。

これに対する賛成討論があれば、発言を許します。55番吉田 豊君。

（55番 吉田 豊議員 登壇）

○55番（吉田 豊） 賛成討論をいたします。

複式学級の編成基準は、小学校1、2年の場合は、児童数合計8名、2、3年生以降は、合計16人を基本にしているとのことですが、団体活動、集団行動等、人間、人格形成の中で考えれば、8人、16人でも少数学級であり、適正規模の学級が保たれるよう早急に学校の統廃合を検討すべきと考えますので、委員長報告に賛成し、賛成討論といたします。

○議長（三瓶利野） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案については起立によって採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 賛成多数であります。よって、陳情第11号については委員長の報告のとおり可決されました。よって、本案は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

○議長（三瓶利野） 日程第39、陳情第12号 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める陳情を議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長宗像宗吉君。宗像産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 宗像宗吉登壇）

○産業建設常任委員長（宗像宗吉） 当委員会には、陳情第12号 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める陳情が付託され、6月20日審査いたしました。

陳情の内容は安全対策を最優先した日本の全頭検査体制こそ世界に誇れるものであり、日本と同水準の検査体制の実現は当然のことであるとの観点から、政府に対する意見書の提出を求めるものであります。

審査の過程では、食の安心・安全を確保する観点から、引き続き全頭検査をすることが必要であるとの意見があり、当委員会といたしましては、採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（三瓶利野） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第40 発議第11号 市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会設置

に関する決議について

○議長（三瓶利野） 日程第40 発議第11号 市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者佐藤 喬君から提案理由の説明を求めます。佐藤 喬君。

○7番（佐藤 喬） 市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会設置に関する決議について御報告申し上げます。

田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり報告いたします。

平成17年6月27日提出

提出者 田村市議会議員 佐藤 喬

賛成者 田村市議会議員 佐藤 義博

賛成者 田村市議会議員 橋本 善正

賛成者 田村市議会議員 松本 道男

賛成者 田村市議会議員 本田 仁一

賛成者 田村市議会議員 宗像 公一

以上であります。

決議の内容でありますけれども、名称を市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会。設置の根拠といたしましては、田村市議会委員会条例第6条によります。

目的は、市議会議員選挙の選挙区制度に関する調査を実施するためであります。委員の定数は17名であります。期間は、平成17年6月27日から平成17年9月定例会までといたします。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により七海 博君、吉田一郎君、佐藤貴夫君、橋本善正君、石井俊一君、根本 浩君、宗像宗吉君、松本道男君、松本熊吉君、浦山行男君、吉田 忠君、横井孝嗣君、吉田 豊君、松本哲雄君、大和田一夫君、宗像公一君、新田耕司君、以上17名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員に選任することに決しました。

ここで、正副特別委員長互選のため、市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会を開きます。

委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに文化の館研修室において市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会を招集します。

暫時休議します。

午後1時36分 休議

午後1時50分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を開きます。

市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。

市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員長に宗像公一君、副委員長に吉田 忠君が互選されました。

ここで、市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員長より就任のごあいさつをお願い

いたします。市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員長宗像公一君。宗像公一君。

○市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員長（宗像公一） ただいま、市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会におきまして委員長に互選されました宗像公一でございます。

もとより浅学非才でございますが、与えられた職責を公平に全うしてまいりたいと思いますので、議員皆様方の御指導・御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三瓶利野） 次に、市議会議員選挙区制度に関する調査特別副委員長吉田 忠君。吉田 忠君。

○市議会議員選挙区制度に関する調査特別副委員長（吉田 忠） ただいま、市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会の副委員長に選任されました吉田 忠でございます。

何分にも皆さんと一致協力しまして、この特別調査委員会を持っていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第41 農業委員会委員の推薦について

○議長（三瓶利野） 日程第41、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。お諮りいたします。

推薦の方法につきましては、議長において指名推選することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議長において指名推選することに決定しました。

田村市農業委員会委員に滝根町広瀬字南作 233、会田勝春君、都路町古道字遠下前 8 の 1、富樫恵久子君、常葉町鹿山字小林45、石井喜壽君、船引町新館字軽井沢 675の 5、面川俊和君、以上の 4 名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました会田勝春君、富樫恵久子君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、会田勝春君、富樫恵久子君を農業委員会委員に推薦することに決しました。

地方自治法第 117 条の規定により、石井喜壽君の退席を求めます。

暫時休議いたします。

午後 1 時 5 4 分 休議

(11番 石井喜壽議員 退席)

午後 1 時 5 4 分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長が指名いたしました石井喜壽君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、石井喜壽君を農業委員会委員に推薦することに決しました。

暫時休議いたします。

午後 1 時 5 5 分 休議

(11番 石井喜壽議員 着席)

午後 1 時 5 5 分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第 117条の規定により、面川俊和君の退席を求めます。

暫時休議いたします。

午後 1 時 5 5 分 休議

(64番 面川俊和議員 退席)

午後 1 時 5 6 分 再開

○議長（三瓶利野） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長が指名いたしました面川俊和君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、面川俊和君を農業委員会委員に推薦することに決しました。

暫時休議いたします。

午後 1 時 5 6 分 休議

(64番 面川俊和議員 着席)

午後 1 時 5 7 分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 2 議員派遣の件

○議長（三瓶利野） 日程第42、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第 160条の規定により、お手元に配付してありますとおり議員を派遣したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件のとおり議員を派遣することに決しました。

暫時休議いたします。

再開は、追って通知いたします。

午後 1 時 5 7 分 休議

午後 3 時 1 5 分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

申し上げます。

本定例会の 6 月 17 日に行われました総括質疑の際の答弁に関しまして、秋元生活福祉部長より訂正の申し出がありましたので、発言を許します。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 今時定例会 6 月 17 日に開催されました総括質疑におきまして、2 番木村高雄議員より、総合健診の市民負担は合併後どのようになるのかのおただしがありません。これについて、4 款衛生費第 1 項保健衛生費第 2 目予防費におきまして、総

合健診における受診者負担、個人負担でございますが、に係る胃がん検診料「300円」と申し上げておりましたが、「400円」の誤りでございますので、おわびして訂正申し上げます。

○議長（三瓶利野） 追加議案の取り扱いについて、議会運営委員会において協議をされましたので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長安藤嘉一君。

（議会運営委員長 安藤嘉一登壇）

○議会運営委員長（安藤嘉一） 先ほど議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

市長から提出されました条例改正案1件、同意案件2件、諮問案件1件、及び意見書提出に関する発議3件を日程に追加し、議案とすることにいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（三瓶利野） ただいま、議会運営委員長から報告がありました。

議会運営委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり、日程第1、議案第57号から日程第7、諮問第5号までを日程に追加し、直ちに議題とすることにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議事日程（第6号の追加1）のとおり、日程第1、議案第57号から日程第7、諮問第5号までを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第57号 田村市職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第1、議案第57号 田村市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 平成17年田村市議会6月定例会本会議の最終日に当たり、追加して御提案申し上げます議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第57号 田村市職員定数条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、議会の事務部局の職員について、現行条例では「専任5人」と規定されておりますが、議会事務局の機能の充実を図ることとし、「専任5人」を「7人」と改め、市長の事務部局の職員「460人」から2人を減にしようとするものであります。

なお、田村市職員の定数601名を超えることのないように調整させていただきました。

どうぞ、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第57号については委員会付託を省略することに決しました。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

出について

○議長（三瓶利野） 日程第2、発議第12号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局書記。

○事務局書記（斎藤忠一） それでは、朗読いたします。

発議第12号

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について

田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成17年6月27日 提出

提出者 田村市議会議員 佐藤 義博

賛成者 田村市議会議員 本田 芳一

賛成者 田村市議会議員 箭内 幸一

賛成者 田村市議会議員 渡邊 勝

賛成者 田村市議会議員 遠藤 文雄

賛成者 田村市議会議員 石井 俊一

裏面お願いします。

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の「三位一体改革について」の政府、与党合意の税源移譲案はその移譲額を平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については平成17年中に検討を行い結論を得るとし、多くの課題が先送りされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について地方六団体の提案を十分に踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記

1. 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
2. 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能・財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月27日

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様

内閣官房長官様
郵政民営化・経済財政政策担当大臣様
総務大臣様
財務大臣様

福島県田村市議会

議長 三瓶利野

○議長（三瓶利野） 提出者佐藤義博君から提案理由の説明を求めます。佐藤義博君。

○8番（佐藤義博） 本件発議第12号につきましては、先ほど、陳情第7号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出についてを求める陳情が採択されましたことを受け、陳情の趣旨にかんがみ、意見書の提出につき、5名の賛成者とともに御提案をするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第13号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について

○議長（三瓶利野） 日程第3、発議第13号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局書記。

○事務局書記（斎藤忠一）

発議第13号

地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について

田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成17年6月27日 提出

提出者 田村市議会議員 佐藤 義博
賛成者 田村市議会議員 本田 芳一
賛成者 田村市議会議員 松本 道男
賛成者 田村市議会議員 渡辺 勇三
賛成者 田村市議会議員 小林 寅賢
賛成者 田村市議会議員 菅野 善一

地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や、市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は近年大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められている中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分に発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって、国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること。②委員会にも議案提出権を認めること。③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月27日

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣 様

福島県田村市議会

議長 三 瓶 利 野

○議長（三瓶利野） 提出者佐藤義博君から提案理由の説明を求めます。佐藤義博君。

○8番（佐藤義博） 本件発議第13号につきましては、先ほど、陳情第8号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出についてを求める陳情が採択されましたことを受け、陳情の趣旨にかんがみ、意見書の提出につき、5名の賛成者とともに御提案をするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発議第14号 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める
意見書の提出について

○議長（三瓶利野） 日程第4、発議第14号 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局書記。

○事務局書記（斎藤忠一）

発議第14号

全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める意見書の提出について

田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成17年6月27日 提出

提出者 田村市議会議員 松本熊吉
賛成者 田村市議会議員 七海博
賛成者 田村市議会議員 石井市郎
賛成者 田村市議会議員 白岩吉治
賛成者 田村市議会議員 箭内仁一
賛成者 田村市議会議員 長谷川元行

全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める意見書（案）

一昨年末アメリカでBSEが発生して以来、政府は「日本と同水準の検査」を要求し、輸入を停止したことは極めて適切な措置であった。しかし、アメリカ産牛肉の輸出再開を求める超党派のアメリカ上院議員は、連名で2月24日までに駐米日本大使に対し、禁輸措置が速やかに解除されない場合、対日報復法案を提出する可能性を示唆する書簡を送るなど、アメリカ国内の禁輸解除圧力はますます強くなる状況にある。

こうした中、農林水産省と厚生労働省は20カ月齢以下の牛の全頭検査の見直しを食品安全委員会に諮問した。これを受けた食品安全委員会は5月6日に会議を開催し、厚生労働省と農林水産省からの「20カ月齢以下の牛をBSE検査から除外することについての諮問」を容認することを正式に決定した。

日本では、BSE発生以来、安全対策を最優先した全頭検査の実施を軸に、特定危険部位の除去、肉骨粉の焼却、生産履歴の実施を行ってきた。こうした対策があったからこそ、牛肉の安全性に対する国民の信頼を回復させることができたのである。

BSE病原体の発見者でノーベル賞を受賞したプルシュナー米カリフォルニア大教授は「と畜される全ての牛を検査する日本の解決策のみが、食品からのプリオン汚染を排除し、消費者の信頼を回復するでしょう。」と述べている。

私たちは、安全対策を最優先し、BSEを一掃することを基準にした日本の検査体制こそ世界に誇れるものであり、日本と同水準の検査体制の実施は当然のことだと考える。

以上の趣旨から、下記事項について、その実現を図られるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1 全頭検査や特定部位の安全除去など、現行の検査体制を継続すること。日本と同水準の検査体制が実施されないかぎり、アメリカ産牛肉の輸入禁止を継続すること。

平成17年6月27日

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

経済産業大臣 様

福島県田村市議会

議長 三 瓶 利 野

○議長（三瓶利野） 提出者松本熊吉君から説明を求めます。松本熊吉君。

○34番（松本熊吉） 本件発議第14号につきましては、先ほど、陳情第12号 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める陳情が採択されましたことを受け、陳情の趣旨にかんがみ、意見書の提出につき、5名の賛成者とともに御提案をするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。57番照山成信君。

○57番（照山成信） 照山でございますが、自席からお尋ね申し上げます。

○議長（三瓶利野） それでは、確認をするために、こちらのマイクを使って発言していただきたいと思います。

○57番（照山成信） 本旨については、私、別に意見を異にする立場ではございませんが、つい数日前、アメリカで発生したBSEの新たな事件が明らかになりました。本件について触れなくてもいいのかどうか、それも含めた内容で討論をした結果だというのであれば、それで十分納得できる事案だと私は思うんですが、そのところはきちっと議長のもとで整理をしていただきたい、こんなふうに思います。

○議長（三瓶利野） 申し上げますが、これは質疑ではなくて、議長に対する要望ということなんでしょうか。提案者に対する質疑ですか、議長に対する要望ですか。（「提案者に対する……」の声あり）提案者に対する質疑ですか。その部分が協議されたのかと、討議されたのかと、こういうことですね。

松本熊吉君。

○34番（松本熊吉） 照山議員の質問にお答えします。

BSE問題は、昨日でしたか、新聞に出たの。協議はそれ以前のことでしたので、その内容には触れておりませんでした。今後、委員会においても、そういう問題が生じれば取り上げていきたいと思えます。

○議長（三瓶利野） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 同意第14号 助役の選任について

○議長（三瓶利野） 日程第5、同意第14号 助役の選任についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 同意第14号 田村市助役の選任について御説明申し上げます。

選任いたしたい者といたしましては、田村市船引町船引字八幡4番地の2、鹿俣 潔、昭和19年6月17日生まれであります。福島県立安積高等学校卒業後、昭和39年5月に旧船引町役場に就職。総務課、議会事務局、住民課、議会事務局長、企画財政課長を経て、平成11年6月24日、収入役に就任、その後平成15年6月20日、助役に就任、平成17年2月28日、合併に伴い退任いたしております。

どうぞ慎重御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第14号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、同意第14号については委員会付託を省略することに決しました。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

追加日程第6 同意第15号 収入役の選任について

○議長（三瓶利野） 日程第6、同意第15号 収入役の選任についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 同意第15号 田村市収入役の選任について御説明申し上げます。

選任いたしたい者といたしましては、田村市常葉町常葉字内町62番地、村上正夫、昭和19年2月18日生まれであります。福島県立田村高等学校卒業後、昭和37年4月に旧常葉町役場に就職。農業委員会、経済課、総務課、住民課、企画調整課長、総務課長を経て、平成12年4月1日、助役に就任、平成17年2月28日、合併に伴い退任をしております。

どうぞ慎重御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第15号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、同意第15号については委員会付託を省

略することに決しました。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

追加日程第7 諮問第5号 人権擁護委員の推薦について

○議長（三瓶利野） 日程第7、諮問第5号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 諮問第5号 人権擁護委員の推薦について申し上げます。

人権擁護委員につきましては、常葉町から推薦されておりました川合勝雄委員が、本年9月30日任期満了となります。引き続き再任いたしたく、田村市常葉町常葉字荒町66番地、川合勝雄、昭和28年10月8日生まれであります。

どうぞ慎重御審議の上、御答申賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、諮問第5号については委員会付託を省略することに決しました。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

○議長(三瓶利野) 以上で本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

ここで、市長より発言があれば、これを許します。富塚市長。

○市長(富塚宥暲) ごあいさつと御礼を申し上げます。

田村市議会6月定例会に当たりまして、議員の皆様には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、19日間の会期をもちまして、御提案申し上げました新生田村市の初めての年間予算となります平成17年度一般会計及び各特別会計予算を初め、合併に伴います企業会計の決算承認、条例の制定、一部改正、過疎地域自立促進計画、辺地に係る総合整備計画の策定等並びに追加いたしました人事案件等の34件の全議案につきまして慎重なる御審議をいただき、原案のとおり御議決・御承認、さらには御同意を賜りましてまことにありがたく、厚く御礼申し上げます。これら、今後の執行に当たりましては、十分議会の皆様の意を体しながら進めてまいり所存でありますので、温かい御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

梅雨に入りましても、空梅雨が続いております。本日は少し雨が降っておりますが、どうか議員の皆様には御健康に御留意くださいます。田村市の発展のため、今後とも御活躍いただきますようお願い申し上げます。私のごあいさつと御礼の言葉にかえる次第であります。

す。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（三瓶利野） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、富塚市長就任後における最初の定例会であり、新市長の施政方針に基づく本格的な予算の提示を受けて審議に当たるという極めて重要な議会でありましたが、議員各位には、6月9日開会以来19日間にわたり、全議案について熱心に審議され、本日ここに滞りなく議了するところとなりまして、無事閉会の運びとなりましたことは、各位とともに御同慶にたえない次第であります。さらに、本日の最終日においては、助役、収入役を初めとする人事案件が同意され、ここに富塚市政執行部の万全の体制がしかれることとなりましたことは、議会としても心強い限りであり、市民の期待も一段と高まるものと存じます。

市当局におかれましては、新体制のもと、会期中に開陳されました議員各位の意見を十分に尊重され、市政全般にわたる発展向上に一層の熱意と努力を払われますよう希望するところであります。

終わりに、今期定例会に寄せられました議員各位並びに市長を初め執行機関と関係者各位の御協力に対しまして厚く御礼申し上げ、ごあいさつといたします。

○議長（三瓶利野） これにて、平成17年田村市議会6月定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時48分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年6月27日

議 長 三 瓶 利 野

署名議員 橋 本 紀 一

同 箭 内 仁 一